官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年十月二十一日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年９月16日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第31774号	株式会社アイ・エス・オー
東京都知事(1)第32073号	株式会社ＭＤＦホールディングス
東京都知事(1)第32075号	株式会社補助金クラウドファイナンス
東京都知事(1)第32077号	ダイビルキャピタル株式会社
東京都知事(1)第32078号	メットライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
神奈川県知事(1)第05057号	株式会社テイクヒルズアセットマネジメント
大阪府知事(1)第13045号	株式会社リファインキャピタル

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年８月１日	東京都知事(2)第31844号	株式会社ネクストレイ・キャピタル（株式会社レーサム・キャピタル）

令和８年９月16日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(6)石第02894号	北海商事
愛知県知事(14)第01351号	光商会
栃木県知事(9)第00936号	ドリーム信販
鹿児島県知事(7)大支第00192号	有限会社プラス（キャッシングローンわかば）
関東財務局長(5)第01503号	ａｕフィナンシャルサービス株式会社
宮崎県知事(15)第00211号	株式会社東産業
東京都知事(3)第31672号	ＤＭＭローン診断株式会社

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人中山顕裕は願により公証人を免ぜられた。

大野和明は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中山顕裕の後任を命ぜられた。（以上十月七日）（法務省）

国家公安委員会告示配第十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

国家公安委員会委員長　**葉梨　康弘**

一　公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　森　　泉

㈡　変更後の代表者の氏名　森島　竜一

二　変更を行った年月日　令和八年四月十四日

法務省告示配第百五十八号

栃木県栃木市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

令和八年十月二十一日

法務大臣　山下　貴司

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡二千二百五十九番地ノ一　赤坂　金吉

文部科学省告示配第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
文化財の保存技術	保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	生年月日	住所
組紐（クテ打）製作	西岡　千鶴	昭和二十九年三月三日	神奈川県横浜市

名称	氏名	生年月日	住所
表装裂紋意匠設計	小笹　祐嗣	昭和三十七年十一月二十六日	京都府京都市

無形文化財等関係

名称	氏名	生年月日	住所
三味線駒製作	大河内　正信	昭和二十四年一月四日	千葉県市川市

文部科学省告示配第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第四項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として追加認定したので、同法第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
選定保存技術	保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	生年月日	住所
美術工芸品保存桐箱製作	飯島　勤	昭和三十四年一月六日	埼玉県春日部市
	兵働　知也	昭和四十九年五月十一日	京都府京都市

文部科学省告示配第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第二項の規定に基づき、選定保存技術美術工芸品保存桐箱製作の保持者大坂重雄（平成二十六年文部科学省告示第百五十九号）の保持者の認定を解除したので、同条第三項において準用する同法第七十二条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘